

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から 41 年 9 月 16 日まで
② 昭和 42 年 9 月 20 日から 45 年 3 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性被保険者のうち、申立人以外に脱退手当金を受給している者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岩手厚生年金 事案 897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 26 日から 38 年 2 月 16 日まで
② 昭和 38 年 5 月 17 日から 40 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 16 日から 42 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たない 23 か月であるとともに、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 42 年 1 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の支給要件を満たす 11 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は 1 名しかおらず、資格喪失日から約 1 年 4 か月後に支給決定されていることが確認できることから、事業所の関与はうかがえず、事業主が申立人の依頼を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の、申立人が初めて勤務した申立期間②と同一である事業所を含む被保険者期間については、その計算の基礎とはされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人が申立期間と同一事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する給料台帳及び申立人が保管する賞与明細書から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内となり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該給料台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する給料台帳及び申立人が保管する賞与明細書から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内となり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該給料台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和49年4月1日から51年2月27日までA社本社に勤務し、同年2月28日に同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社から提出された在籍期間証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年2月28日に同社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 905

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年8月までは6万円、同年9月及び同年10月は6万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和50年4月7日から52年8月21日までの期間及び53年9月1日から平成6年9月30日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であった全ての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、多数の被保険者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事

務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 10 月の定時決定及び取消処理がなされた 55 年 9 月の随時改定の記録により、同年 6 月から同年 8 月までは 6 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 6 万 8,000 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 5 日頃から 55 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 12 月末に前職を辞め、年明けの 54 年 1 月 5 日頃から A 社に勤め始めたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 55 年 8 月 1 日となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 54 年 5 月 1 日から、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したところ、「会社が倒産したときに関係書類を処分したので、申立人の勤務期間や厚生年金保険への加入状況が分かる資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、元事業主の息子である元同僚は、「申立人は自分より後に入社した。厚生年金保険にはいつ頃加入したのかよく分からない。」と供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、当該元同僚は、厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日の昭和 55 年 8 月 1 日付けで取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
私は、A社の代表取締役として勤務していたが、申立期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は、実際に支給された報酬額 60 万円と異なっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 12 年 10 月から 14 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年 8 月 15 日付けで、申立期間のうち 12 年 10 月から 13 年 9 月までは 16 万円、同年 10 月から 14 年 6 月までは 15 万円に、遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿から、申立人が同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、滞納処分票から、当該事業所は、平成 13 年 11 月分から厚生年金保険料を滞納しており、滞納後、申立人への複数回にわたる面談及び電話連絡により保険料納付を強く要請されていることが確認できることから、申立期間に係る 14 年 8 月 15 日付けの処理に関しても、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から12年7月1日まで
② 平成12年7月3日から同年12月23日まで

私は、申立期間①においては、A社（現在は、B社）で、申立期間②においては、C社で勤務していた。

それぞれの申立期間において、厚生年金保険料は、給与から1万円くらい控除されていた記憶があるが、ねんきん定期便の記録では、それより低い保険料となっているので記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、同社が加入していたD厚生年金基金（以下「基金」という。）及びE健康保険組合から提出された資料によると、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、「入社して3か月後からは、給与から控除されていた厚生年金保険料は、増減はあったものの1万円を超えていたくらいと記憶しているが、ねんきん定期便に記載されている申立期間の厚生年金保険料が全ての期間について、1万円を下回る金額であることはおかしい。」と主張しているが、申立期間当時、当該事業所に勤務していた給与明細書を所持している同僚から聴取したところ、「給与明細書に記載されている厚生年金保険料には、基金分が含まれていた。」と供述しており、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額を基に算出される厚生年金保険料及び基金の掛金の合算額は、当該同僚の給与明細書の「厚生年金保険」の額と一致することから、申立人についても、同様に当該基金の掛金が含まれていたものと推認される。

なお、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さはいくつかある。

そのほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

C社に係る申立期間②について、同社から提出された申立人に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日から資格喪失日の前月までの標準報酬月額は12万6,000円であることが確認でき、申立人の同社に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C社が加入していたF厚生年金基金及びG健康保険組合から提出された資料によると、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致する。

さらに、平成12年7月から同年11月までの厚生年金保険料について、オンライン記録における標準報酬月額を基に、当時の保険料率から計算すると、厚生年金保険料は8,725円、F厚生年金基金の掛金は2,835円であり、これらを合算すると、1万1,560円となる。

なお、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さはいかたがえない。

そのほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 5 月 3 日から 57 年 8 月 31 日まで A 社に勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者期間について、年金事務所に照会したところ、同社における資格喪失日が同年 8 月 31 日となっている旨の回答を得た。

同社における資格喪失日を昭和 57 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 57 年 8 月 31 日まで勤務していたと主張していることから、申立人の勤務期間について同社に照会を行ったところ、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（以下「確認通知書」という。）には、申立人の退職日は同年 8 月 30 日及び資格喪失日が同年 8 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所において昭和 56 年から 59 年までに厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の従業員に実際の退職日と被保険者資格の喪失日について照会したところ、「間違っている。」との回答は得られなかった。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
平成 19 年 2 月 19 日に社会保険事務所(当時)で年金受給を行った際に脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金の手続などは一切していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 9 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、当該未請求期間は 1 か月と短期間である上、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 21 日まで
平成 22 年 9 月 27 日付けの「厚生年金加入記録のお知らせ」の調査回答をもらったときに申立期間については、既に脱退手当金が支給されているとのことだった。

私は、退職の際に脱退手当金の請求を行った覚えは無く、お金を受け取ってもいないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後の整理番号で管理されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後各 3 年間に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている者 13 名中、11 名について脱退手当金の支給が確認でき、そのうち 10 名は約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 12 月 21 日まで
平成 20 年にねんきん特別便の調査の回答をもらったときに申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかし、A社B工場を退職後に脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立事業所退職後は受給していないので私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社B工場の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を申立期間より前に受給したと主張しているが、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とA社B工場の厚生年金保険被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和51年3月9日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 28 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 5 月 28 日から平成 8 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社が発行した在職期間証明書により、申立人が昭和 61 年 5 月 28 日から平成 8 年 6 月 30 日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっている元同僚は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 5 月 26 日から同年 10 月 2 日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。